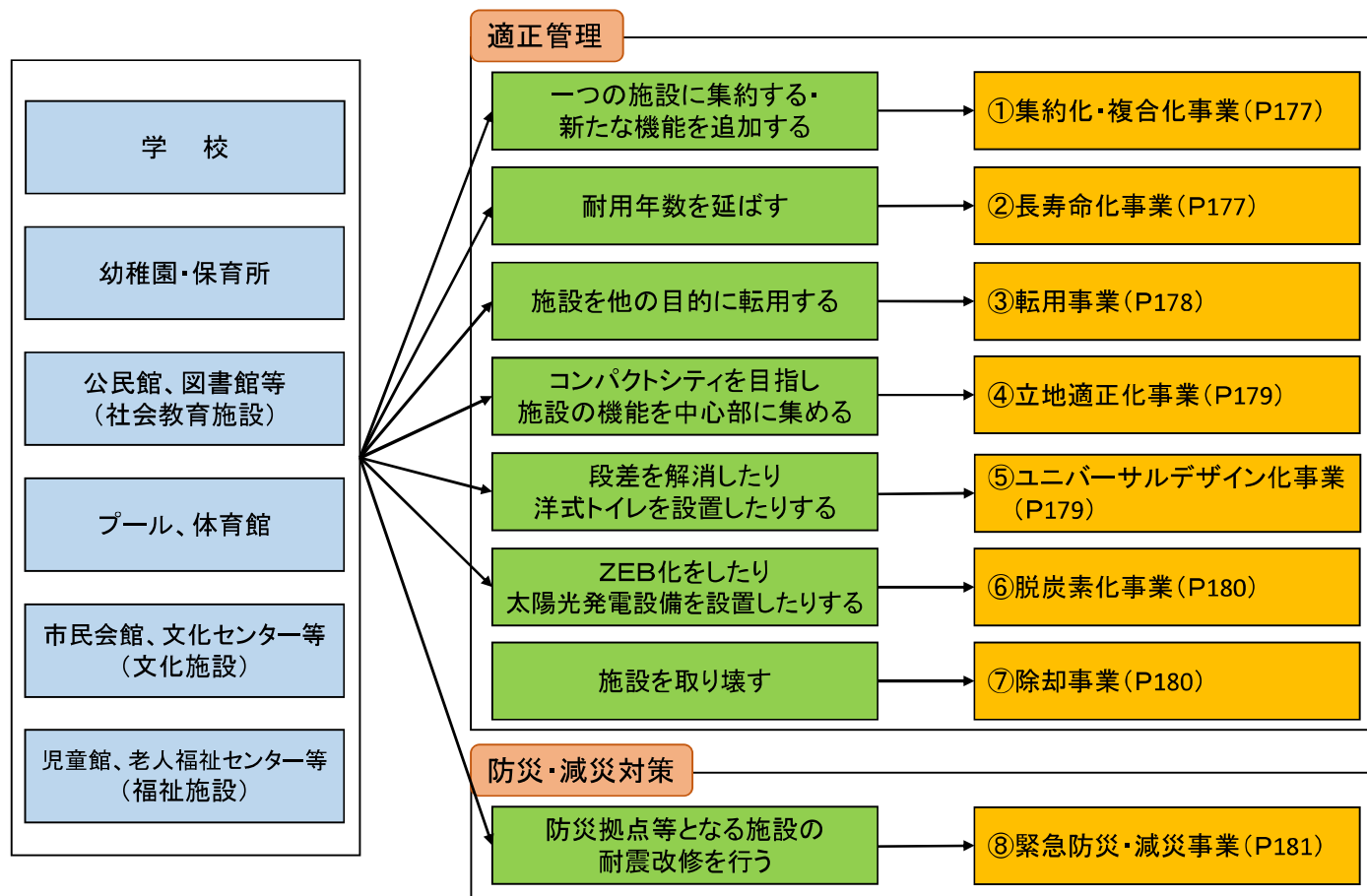
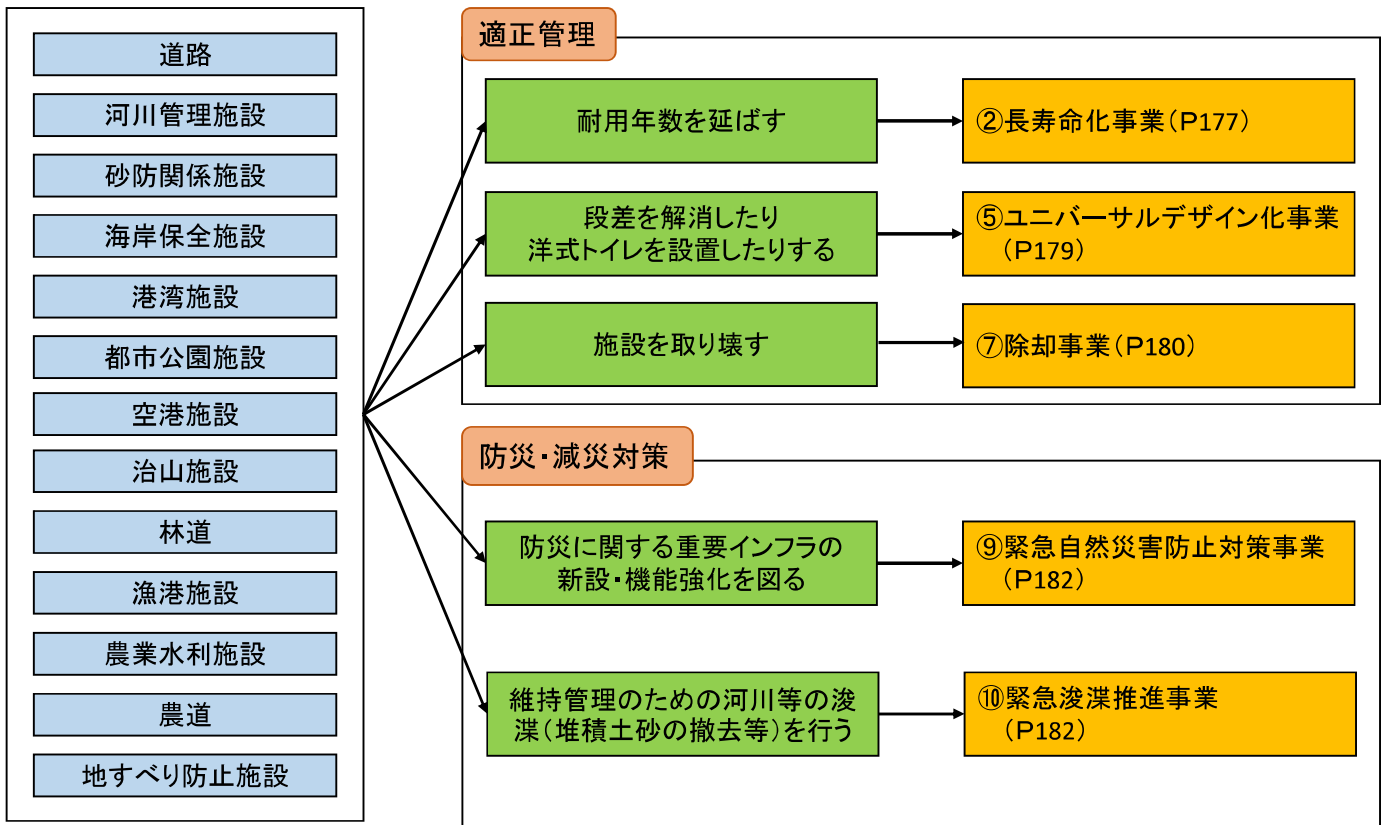


2. 公共施設などの整備のための地方債活用例

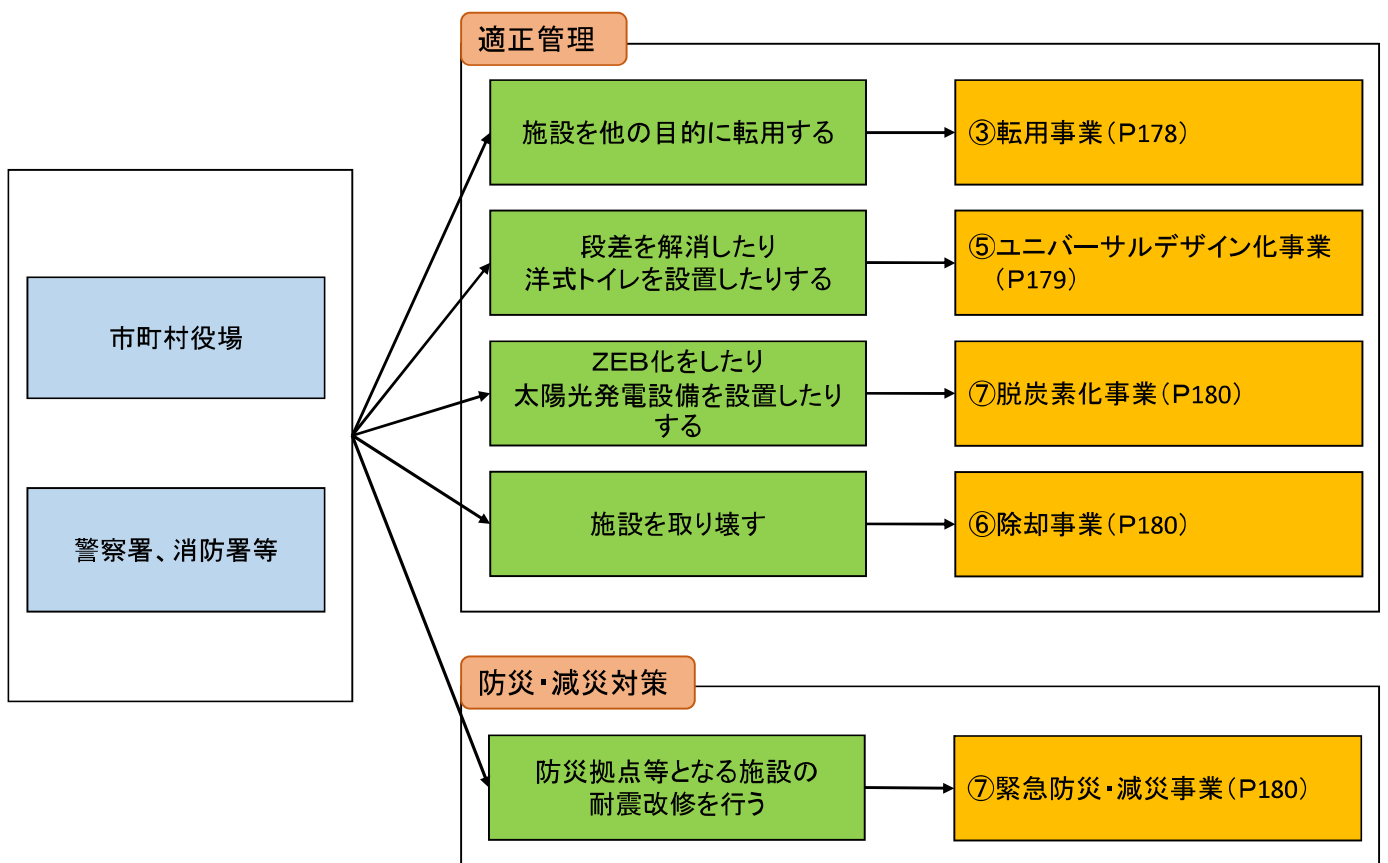
地方債活用のあらし(公共施設)



地方債活用のあらし(社会基盤施設)



地方債活用のあらし(公用施設)



地方債活用のあらし(参考)

区分	事業名	対象施設 ※1		参考	地方債措置		
		公共施設 ※2	公用施設		充当率	交付税措置率	
							社会基盤施設
適正管理	①集約化・複合化	○			90%	財政力に応じて 30%~50%	
	②長寿命化	○	○	令和4年度から空港施設、ダム(本体、放流設備)を対象に追加			
	③転用	○ 他の公共施設 への転用		○ 公共施設 への転用			①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能
	④立地適正化	○					・ 国庫補助事業を補完する事業 ・ 国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象
	⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○			庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象
	⑥脱炭素化	○	○	○			令和4年度から新規追加
	⑦除却	○	○	○			
防災・減災対策	⑧緊急・防災減災	○		○	100%	70%	
	⑨緊急自然災害防止対策		○				「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携して行う単独事業
	⑩緊急浚渫推進事業		○				各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に基づき緊急的に実施する単独事業

(期間)①~⑤、⑦は令和8年度まで、⑥、⑧、⑨は令和7年度まで、⑩は令和6年度まで

※1 公営企業施設は対象外。

※2 公営住宅は対象外。

(留意点) 適正管理の①~⑦全て及び防災・減災対策の⑧は公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑤、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命5基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

① 集約化・複合化事業

対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた以下の集約化事業又は複合化事業(公用施設、公営住宅、公営企業施設は対象外)
建築物(公民館等) : 延床面積の減少を伴うもの
非建築物(グラウンド等) : 施設の数及び維持管理経費が減少すると認められるもの

留意事項

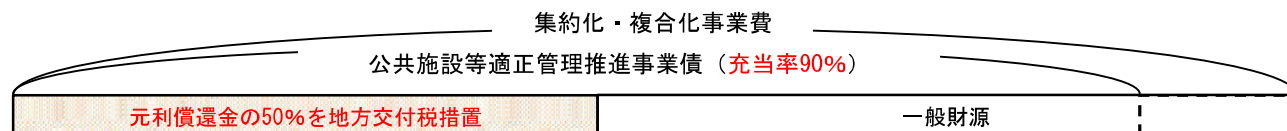
事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。
(共用部分がある場合は面積按分等)



青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約

充当率・元利償還金に対する交付税措置



②-1 公共用の建築物の長寿命化事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業

(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】

○長寿命化例1(図書館)



法定耐用年数50年

外壁、建具、
屋根防水
の改修等



長寿命化



使用目標年数80年

○長寿命化例2(高校校舎附属施設(格技場))



法定耐用年数47年

外壁、屋根
の改修等

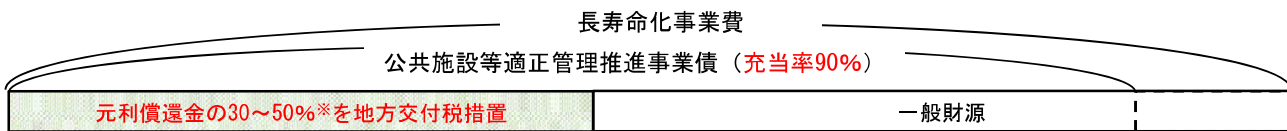


長寿命化



使用目標年数60年

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

②-2 社会基盤施設の長寿命化事業

対象事業

○ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等)
(道路(舗装、小規模構造物、橋梁等)、河川管理施設、砂防関係施設(昭和53年以降の技術基準で設計された砂防施設を含む。)、海岸
保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港 施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【事業イメージ】

○道路(舗装の表層に係る補修)



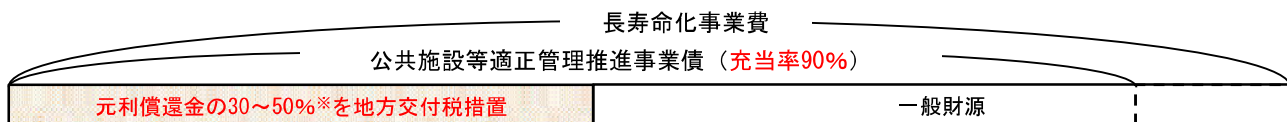
○道路(橋梁の修繕)



○都市公園施設(テニスコートの改修)



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

③ 転用事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

【事業イメージ】

○ 転用例1



小学校



転用



地区交流センター

○ 転用例2



保育所



転用



地域集会施設

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

（転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする）

- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置

転用事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

④ 立地適正化事業

対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

（事業例）国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

【事業イメージ】



公共施設をまちなかで適切に配置

- ・ 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。（改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする）

充当率・元利償還金に対する交付税措置

立地適正化事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

対象事業

- ①又は②に該当する事業
 - ① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業
 - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
 - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)
 - 例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
 - ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
 - 例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：平成30年度～令和3年度

【事業イメージ】

- ・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
 - ・ ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。
- ※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円(1台)

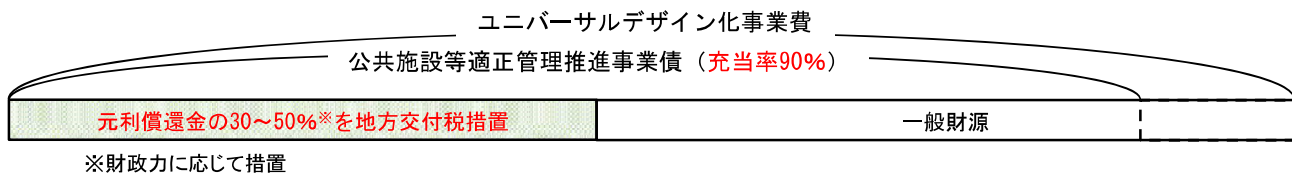


多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置



⑥ 脱炭素化事業

対象事業

- 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく以下の公共施設又は公用施設の改修事業(地方単独事業)
 - ① 太陽光発電設備(※1)を設置するための改修事業
 - ② ZEB基準相当(※2)に適合させるための改修事業
 - ③ 省エネルギー基準(※3)に適合させるための改修事業
 - ④ LED照明の導入のための改修事業

※1 売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超える見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外。

※2 ZEB基準相当とは、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)における「ZEB基準」又は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)における「ZEB Oriented相当」を指す。

※3 省エネルギー基準とは、BEI(設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値。)が1.0以下(ただし、平成28年4月1日時点で現に存するものは、BEIが1.1以下。)であることを指す。

留意事項

事業期間：令和4年度～令和7年度

【事業イメージ】

<ZEBのイメージ>



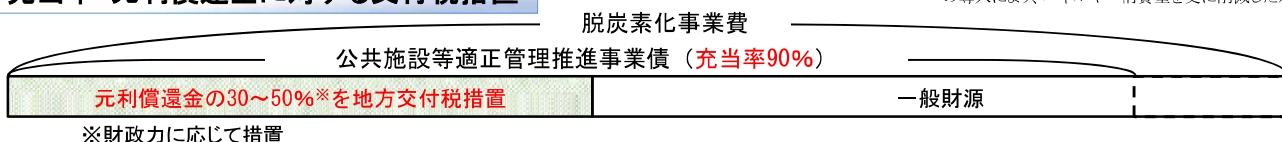
<ZEB(Net Zero Energy Building)とは>
一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

- ・ 脱炭素化の推進方針等を記載した公共施設等総合管理計画及び地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく事業であること(※4)。

※4 総合管理計画又は実行計画(事務事業編)について、令和4年度中に策定又は改訂を予定している場合には、協議等手続の時点で策定又は改訂が完了していないときでも、総合管理計画又は実行計画(事務事業編)の策定又は改訂に係る検討状況を記載した簡易な計画を作成することにより、総合管理計画又は実行計画(事務事業編)の策定又は改訂に代えることができる。

- ・ 対象事業②及び③は、ZEB基準相当又は省エネルギー基準を満たすことについて第三者認証を受けている公共施設及び公用施設に係る事業であること。

充当率・元利償還金に対する交付税措置



⑦ 除却事業

対象事業

○ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○ 除却例1



除却



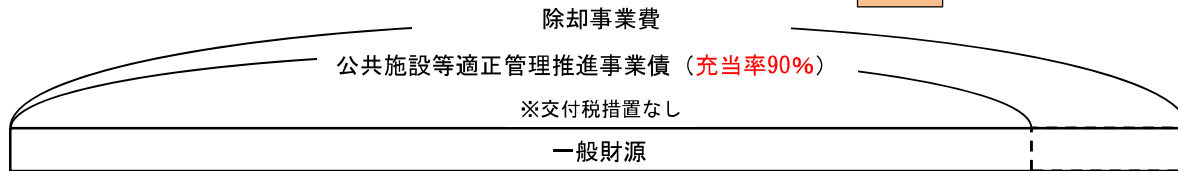
○ 除却例2



除却



充当率・元利償還金に対する交付税措置



<参考> 地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

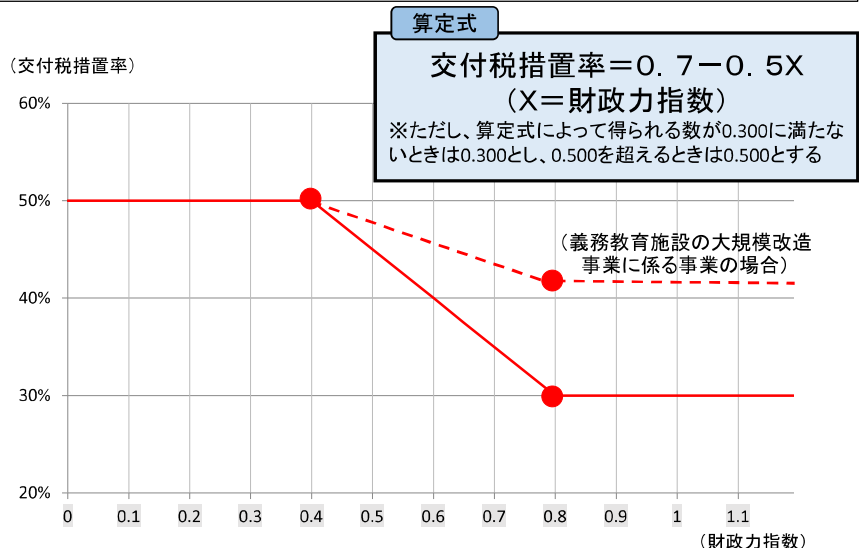
公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち、長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、財政力に応じて30～50%とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

⑧ 緊急防災・減災事業

○ 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業が対象（事業期間は、令和7年度まで）

対象事業

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、指定避難所の空調・バリアフリー整備・感染症対策 など）
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など）
- ③ 津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移転
- ④ 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署等の増改築、消防車両等の整備 など）
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金（離島活性化交付金等）を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



避難階段の整備



防災行政無線のデジタル化



公共施設の耐震化

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急防災・減災事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

⑨ 緊急自然災害防止対策事業

○ 国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方単独事業による防災インフラの整備を推進するため、令和元年度に「緊急自然災害防止対策事業債」を創設。令和3年度に対象事業及び事業費を大幅拡充（事業期間は令和7年度まで）。

対象事業 ※事業費 0.4兆円（令和3年度）

○ 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業（流域治水対策等については国庫補助要件を満たす事業も対象）

【対象施設】 治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災（安全対策（用水路・ため池の防護柵等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災、下水道

※下線部は令和3年度拡充部分

【事業イメージ】



小規模河川の護岸改修



山腹斜面の法面対策



ため池の堤体補強工事

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

⑩ 緊急浚渫推進事業

- 河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、令和2年度から令和6年度まで、緊急的な河川等の浚渫経費について特例地方債の発行を可能とした
- 近年、防災重点農業用ため池等の決壊等により、人家、公共施設及び農地へ被害が発生しているため、令和3年度から、防災重点農業用ため池等を対象施設に追加

1. 対象事業

（下線部分が令和3年度地方財政対策での拡充部分）

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫

- ※1 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を指す
- ※2 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- ※3 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※4 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

4. 事業費

令和3年度：1,100億円（対前年度比+200億円）

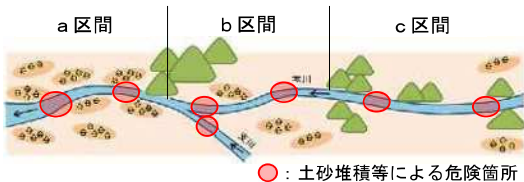
＜ため池の浚渫工事＞



＜参考＞ 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



【危険度の区分】

- a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
 - b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
 - c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間
- ※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

【参考】 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく国直轄・補助事業による防災インフラ整備の地方負担について地方財政措置（事業期間は、令和3～7年度）

対象事業

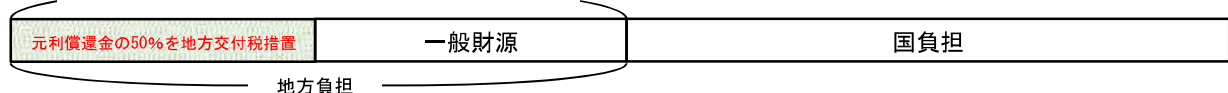
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（充当率100%）



【参考】 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等

- 令和2年7月豪雨をはじめ、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災重点農業用ため池等の決壊等により、人家、公共施設及び農地へ被害が発生していることから、これらの防災工事の推進及び適切な維持管理が必要
- このため、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を緊急浚渫推進事業費の対象施設に追加

1. 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化

(1) 防災重点農業用ため池の防災工事の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた防災重点農業用ため池について、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
- ・ 上記対策によらずに実施する「防災重点農業用ため池緊急整備事業」（新設）について、令和3年度から令和7年度までの5年間、公共事業等債により措置（充当率90%、地方負担に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ）
- ・ 緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件を800万円未満から4,000万円未満に拡充

<ため池の防災工事(イメージ)>



(2) 防災重点農業用ため池等の浚渫の推進

【対象事業の拡充】

令和3年度から令和6年度までの4年間、緊急浚渫推進事業費の対象施設に、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を追加（地方財政法を改正）

※ 地方団体が策定する個別計画に、人家や農地への危険度や堆積土砂率を踏まえ、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた施設に係る浚渫

【事業費】100億円（令和3年度） ※ 令和3～6年度の事業費（見込み）：400億円

<ため池の浚渫工事(イメージ)>

（参 考）緊急浚渫推進事業債

<対 象 事 業> 河川・ダム・砂防・治山・農業用ため池等

<事 業 期 間> 令和6年度まで

<地方財政措置> 充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

<事 業 費> 1,100億円



2. 利水ダム等の事前放流の推進

利水ダム等の事前放流に伴い、一級水系の指定区間及び二級水系を管理する都道府県が行う損失補填に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.8、財政力補正なし）を講ずる